

報告第26号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月3日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第18号

自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

平成30年11月21日

淡路市長 門 康 彦

- 1 損害賠償の額 350,000円
- 2 相手方の住所及び氏名
 - (1) 住所, 兵庫県淡路市 [REDACTED]
 - (2) 氏名 [REDACTED]
- 3 和解条項
 - (1) 淡路市は、相手方に対し、本事故に関する損害賠償金として、金350,000円を指定する口座に振り込む方法で支払う。
 - (2) 相手方と淡路市は、本事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。
- 4 事件の概要

市営住宅南鶴崎団地A棟の屋根瓦に老朽化が見られ、修繕を計画していたところ、平成30年8月23日から24日にかけての台風第20号による強風により、その一部が破損して同団地敷地内に駐車していた相手方車両の屋根部分に落下し、損傷を与えた。

報告第27号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月3日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第19号

自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

平成30年11月22日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 440,780円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住 所 兵庫県淡路市

(2) 氏 名

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金440,780円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

台風第21号が通過した平成30年9月4日午後7時30分ころ、それまでの豪雨により、路肩部が崩れた状態となっていた市道河合遠田線の淡路市上河合653番1付近において、通行止め等の措置が講じられていなかったことから、相手方が自動車と同市道を走行し、その際、路面が車重に耐えきれず、崩落し、転落した同車右側面に損傷を与えた。